

24小福第2458号
平成25年2月26日

社団法人 小郡三井医師会
会長 蒲池 壽 様



小郡市長 平安正 知



小郡市障害程度区分審査会委員の推薦及び医療機関の紹介について（依頼）

春寒の候 貴会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本市保健福祉行政につきましては、ご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、障害者自立支援法第15条に基づく障害程度区分の審査判定を行う審査会委員の任期が、今年度末となってまいりました。

つきましては、ご多用の折誠に恐縮ですが、下記により貴会会員様の中から次期委員（医師）のご推薦及び医療機関（精神保健福祉士）のご紹介をいただきますようお願い申し上げます。



なお、ご推薦いただきました会員様には、後日、委員就任に係るご承諾をいただきますので、予めご了承いただきますよう併せてお願い申し上げます。

また、ご紹介いただきました医療機関へは、こちらから改めて精神保健福祉士推薦の依頼をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

- | | | |
|---|-----------------|----------------------|
| 1 | ご推薦いただきたい医師の人数 | 2名 |
| | 希望する診療科目（精神科 | 1名） |
| | （整形外科又は内科 | 1名） |
| 2 | ご紹介いただきたい医療機関の数 | 1機関 |
| 3 | 任 期 | 平成25年4月1日～平成27年3月31日 |

<連絡・お問合せ先> 小郡市保健福祉部福祉課 担当：障害者福祉係 小峰
〒838-0198 小郡市小郡255-1 TEL 72-2111 内線 442
FAX 73-2555

(別紙)

推 薦 及 び 紹 介 書

平成 年 月 日

小 郡 市 長 殿

住 所

所 属

職・氏名

⑩

平成25年2月26日付24小福第2458号で依頼のあった小郡市障害程度区分審査会委員については、次のとおり推薦及び紹介します。

【推薦する医師】

1. 氏 名

診療科目

2. 氏 名

診療科目

【紹介する医療機関】

1. 名 称

■ 小郡市障害程度区分審査会について

1. 障害者手帳所持者の状況については、別紙「障害者等級別対象者数（平成24年4月1日現在）」をご参照ください。
2. 障害程度区分審査会における平成23年度の審査判定実績は、次のとおりです。

- ・身体障害者 … 33名を判定
- ・知的障害者 … 77名を判定
- ・精神障害者 … 8名を判定
- 年間合計 118名を判定

■障害者等級別対象者数

平成 24 年 4 月 1 日現在

(単位:人)

1. 身体障害者(詳細裏面)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
視覚	48	52	11	9	12	10	142
聴覚・平衡	14	62	24	44	1	99	244
(聴覚)	(14)	(62)	(24)	(44)	(1)	(99)	(244)
(平衡)							
音声・言語	9	3	14	8	0	0	34
肢体	196	273	187	323	124	64	1,167
(上肢)	(123)	(182)	(56)	(54)	(25)	(23)	(463)
(下肢)	(68)	(79)	(118)	(269)	(85)	(41)	(660)
(体幹)	(5)	(12)	(13)		(14)		(44)
運動機能	1	2	0	0	1	0	4
(上肢)	(1)	(1)			(1)		(3)
(移動)		(1)					(1)
内部	308	3	75	146	0	0	532
(心臓)	(191)	(2)	(57)	(75)			(325)
(腎臓)	(107)		(1)				(108)
(呼吸器)	(4)		(8)	(6)			(18)
(膀胱・直腸)			(5)	(61)			(66)
(小腸)	(1)			(3)			(4)
(免疫)	(1)		(3)	(1)			(5)
(肝臓)	(4)	(1)	(1)				(6)
合 計	576	395	311	530	138	173	2,123

2. 知的障害者

	A1	A2	A3	A 計	B1	B2	B 計	合 計
18歳未満	22	24	5	51	24	30	54	105
18～64歳	59	76	6	141	45	41	86	227
65歳以上	4	8	0	12	5	1	6	18
合 計	85	108	11	204	74	72	146	350

3. 精神障害者

	1級	2級	3級	合 計
18歳未満	0	6	2	8
18～64歳	8	136	43	187
65歳以上	10	15	3	28
合 計	18	157	48	223

4. 自立支援医療(精神通院)

18歳未満	43
18～64歳	559
65歳以上	80
合 計	682

【18歳未満】

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
視覚	2			1	1		4
聴覚・平衡	0	4	2	1	0	2	9
(聴覚)		(4)	(2)	(1)		(2)	(9)
(平衡)							(0)
音声・言語	1						1
肢体	20	5	2	3	2	0	32
(上肢)	(9)	(3)		(2)	(1)		(15)
(下肢)	(11)	(2)	(2)	(1)	(1)		(17)
(体幹)							(0)
運動機能	0	1	0	0	0	0	1
(上肢)							(0)
(移動)		(1)					(1)
内部	8	0	1	1	0	0	10
(心臓)	(7)		(1)	(1)			(9)
(腎臓)							(0)
(呼吸器)	(1)						(1)
(膀胱・直腸)							(0)
(小腸)							(0)
(免疫)							(0)
(肝臓)							(0)
合 計	31	10	5	6	3	2	57

【18歳～64歳】

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
視覚	17	13	3	4	2		39
聴覚・平衡	6	29	4	1	0	16	56
(聴覚)	(6)	(29)	(4)	(1)		(16)	(56)
(平衡)							(0)
音声・言語	5	1	4	3			13
肢体	59	77	53	109	52	26	376
(上肢)	(41)	(57)	(23)	(19)	(10)	(10)	(160)
(下肢)	(17)	(19)	(26)	(90)	(38)	(16)	(206)
(体幹)	(1)	(1)	(4)		(4)		(10)
運動機能	1	1	0	0	1	0	3
(上肢)	(1)	(1)			(1)		(3)
(移動)							(0)
内部	98	1	26	40	0	0	165
(心臓)	(45)		(18)	(21)			(84)
(腎臓)	(48)						(48)
(呼吸器)			(1)	(1)			(2)
(膀胱・直腸)			(3)	(14)			(17)
(小腸)				(3)			(3)
(免疫)	(1)		(3)	(1)			(5)
(肝臓)	(4)	(1)	(1)				(6)
合 計	186	122	90	157	55	42	652

【65歳以上】

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
視覚	29	39	8	4	9	10	99
聴覚・平衡	8	29	18	42	1	81	179
(聴覚)	(8)	(29)	(18)	(42)	(1)	(81)	(179)
(平衡)							(0)
音声・言語	3	2	10	5			20
肢体	117	191	132	211	70	38	759
(上肢)	(73)	(122)	(33)	(33)	(14)	(13)	(288)
(下肢)	(40)	(58)	(90)	(178)	(46)	(25)	(437)
(体幹)	(4)	(11)	(9)		(10)		(34)
運動機能	0	0	0	0	0	0	0
(上肢)							(0)
(移動)							(0)
内部	202	2	48	105	0	0	357
(心臓)	(139)	(2)	(38)	(53)			(232)
(腎臓)	(59)		(1)				(60)
(呼吸器)	(3)		(7)	(5)			(15)
(膀胱・直腸)			(2)	(47)			(49)
(小腸)	(1)						(1)
(免疫)							(0)
(肝臓)							(0)
合 計	359	263	216	367	80	129	1,414

小郡市障害程度区分審査会規則

平成 18 年 3 月 24 日

規則第 10 号

(目的)

第 1 条 この規則は、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 15 条の規定により設置した、小郡市障害程度区分審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営その他必要な事項について定めることを目的とする。

(委嘱)

第 2 条 審査会の委員は、障害者の実情に通じた者のうちから、障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査が行える者を市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員の再任は、これを妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長は、会長に事故あるときにその職務を代行する委員を、あらかじめ指名するものとする。

(会議)

第 5 条 審査会の会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(合議体)

第 6 条 障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 8 条第 1 項に規定する合議体（以下「合議体」という。）の数は、1 とする。

2 合議体を構成する委員の定数は、5 人以内とする。

3 合議体に長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 合議体の長は、合議体の長に事故あるときにその職務を代行する委員を、あらかじめ指名するものとする。

5 合議体は、合議体の長がこれを召集する。

6 合議体は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

7 合議体の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、合議体の長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、審査会において知り得た個人の秘密は、他に漏らしてはならない。なお、その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 審査会の委員の選任のために必要な準備行為は、この規則の施行期日前に行うことができる。

(任期の特例)

3 第3条の規定にかかわらず、施行期日以降最初に委嘱される委員の任期は、平成19年3月31日までとする。